

電子複写不可

昭和七、五、五〇一七、一三五

人口口憲兵分隊執務参考綴

(蓋)
防衛
546

防衛研修所戦史部

福ヲ熱願スルモノナリ
比律賓人ハ勇敢ナリ
一五二一年以來自由ノ爲ニ間断ナク戦ヘリ
不幸ニシテ戦フヘキ武器ヲ有セス屢々失敗ヲ
招ケリ故ニ武器ハ吾等ノ自由ヲ意味スルモノ
ナリ

比律賓ガツツリスタル黨總裁兼使節

ヘニグノ・アール・ラモス



軍事極秘

兵團長會同
席上ニ於ケル
軍參謀長口演要旨

124
148
155

昭和十七年九月二十二日
第十四軍司令部

兵團長會同軍參謀長口演要旨目次

一 大本營ノ企圖ニ就テ (省 畧)

二 軍ノ企圖ニ就テ (省 畧)

三 指揮權ノ承行ニ就テ (省 畧)

四 軍紀風紀ニ就テ

五 賞罰ノ行使ニ就テ

六 肅正討伐ニ就テ

七 情報勤務ニ就テ

八 訓練ニ就テ (省 畧)

125
~~127~~
156

九補充交代ニ就テ

(省 畧)

十軍政ノ支援協力ニ就テ

十一特種氏族ノ指導其他ニ就テ

十二兵器ニ就テ

(省 畧)

十三經理ニ就テ

(省 畧)

十四人衛生ニ就テ

(省 畧)

十五馬車ニ就テ

(省 畧)

四軍紀風紀ニ就テ

當軍上陸以來ノ犯罪非行ノ状況ヲ見ルニ作
 戦初期ニ於テハ強姦者シク多ク一時憂慮ス
 ヘキモノアリシモ軍隊指揮官ヲ始メ憲兵其
 ノ他関係諸官ノ努力ニ依リ六月中旬以降其
 ノ跡ヲ絶ツニ至リシハ同慶トスル所ナルモ
 近時窃盜横領等ノ散發ヲ見特ニ將校下士官
 ニシテ此種犯行ヲ犯スモノアルハ遺憾トス
 ル所ナリ

上官ニ對スル暴行脅迫侮辱抗命等ノ惡質軍
 紀犯ハ若干ノ發生ヲ見タルモ多發スルニ至
 ラザリシハ些力意ヲ安スル所ナリ

後種別ニ犯罪非行ノ状況ヲ見ルニ強姦對上
 官犯ハ共ニ召集者ニ斷然多ク窃盜及横領ハ

126
150
157

共ニ現役者ニ稍、多キハ注意スヘキ所ナリ
 尚軍属ノ犯行ハ目下ノ處少数ナリ
 軍紀風紀上ノ犯罪非行ハ縦ヒ其ノ發生少シ
 トスルモ其害毒ノ及フ所大ナリ特ニ軍本然
 ノ任務遂行ヲ妨フルノミナラス軍ノ威信ヲ失
 墜シ一般住民ノ信倚ヲ喪失セシメ治安ノ維
 持軍政ノ普及滲透ヲ阻害スルコト大ナリ
 殊ニ戦陣ノ生活漸ク長期ニ及ハントスルヤ
 精神ノ弛緩ヲ來シ各種ノ誘惑ニ乘セラレ色
 慾犯ニ関連スル物慾犯對上官犯等多發シ易
 ナク既往支那事變ノ示ス所ナリ
 益々指揮ノ嚴正掌握ノ的確ヲ圖リ特ニ敬礼
 ヲ嚴正ナラシメ指導取締ヲ的確ニシ嚴正下
 級者放任ヲ戒メ又個性ヲ明ニシテ之ニ即應

スル指導ニ遺憾ナキヲ期シ常ニ骨肉ノ情ヲ
 以テ部下ニ臨ミ名譽アル出征軍人軍属ヲシ
 テ邪道ニ踏ミ込マシムルコトナク有終ノ美ヲ
 發揮セシムル如ク指導アリ度

五 賞罰ノ行使ニ就テ

賞罰ヲ明ニスルハ統率ノ道ヲ確立シ軍紀風紀
 ヲ振奮シ志氣ヲ昂揚スルノ要道ナリ
 既往ノ經驗ニ依レハ計數ノ多寡ヲ以テ軍紀
 風紀ノ振奮ヲトセラルルトシ信賞必罰ヲ躊躇
 スル傾向ナキニシモアラサルモ若シ此ノ如
 キ事象アリトセハ却テ其ノ弊大ナルヲ以テ
 可然指導アリ度
 尚懲罰ノ行使ニ方リ指揮指導者ノ責任ヲ輕
 視シ又罰目ノ決定ニ方リ輕(重)謹慎(懲念)

127
 157
 168

← 其ノ如ク